

1. 件名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所廃棄物管理施設の設計及び工事の計画の認可申請に係るヒアリング（3）

2. 日時：令和5年7月3日（月）13時30分～14時50分

3. 場所：原子力規制庁8階北会議室（TV会議により実施）

4. 出席者：

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

金子安全規制調整官、伊藤主任安全審査官、中澤安全審査官、
加藤試験炉係長

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

高速炉・新型炉研究開発部門 大洗研究所

技術主席 他4名

安全・核セキュリティ統括本部 安全管理部 施設保安管理課

技術副主幹 他2名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. 配布資料

資料1 廃棄物管理施設の設工認申請における質問回答票

資料2 新規制基準に係る廃棄物管理施設の設工認の申請について

資料3 大洗研究所 廃棄物管理施設 許可申請書と設工認の抜け漏れ確認
一覧

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	規制庁の仲田です。それでは、大原小原行き物管理施設の設工認について、ヒアリングを開始したいと思いますよろしくお願いします。
0:00:14	それではですね、前回のヒアリングからの変更点について簡単にご説明よろしくお願いします。
0:00:34	原子力機構庄司です。それではですね資料、前回の変更点ということで、前回 6 月 6 日ですかね。
0:00:44	面談の時の質問回答ということで措置ラーの元にですね、ご説明させていただきたいと思いますがいかがでしょうか。
0:00:53	はい。よろしくお願いします。
0:00:58	はい。それではですね資料でございますが廃棄物管理施設の設工認申請における質問回答表ということで
0:01:06	A4 横の用紙になります。コメントについてはですね 1 から 13 までございます。
0:01:15	まず上から以下、説明させていただきたいと思います。まず 1 番目でございますが、概要説明資料についてです。まず 7 ページ以降ですね、何回で説明するかわからない。小野瀬。審査会合の回数ですね。
0:01:30	何回で説明するかわからないということで、7 ページ以降の記載ですね。
0:01:36	についてですね、大南会で説明するかということで概要説明資料の方に追加をしております。
0:01:44	これについてはですね。
0:01:46	実際のものということで今回ご提出してます概要資料。
0:01:51	をご覧くださいいただければと思います。こちらのですね、7 ページ以降、
0:01:57	右の上ですね。
0:02:00	にですね、審査会合の説明回数ということで、括弧して第何回ということで記載をしております。
0:02:09	すいません。これについては資料と合わせて説明した方がよろしいです。
0:02:19	規制庁中澤です。
0:02:22	それ、
0:02:24	変更内容がわかれば十分かと思しますので詳しい内容までは結構です。
0:02:32	プレッショ表彰実際その辺、わかりました。それでは質問回答表でですね、ある程度概要の方説明させていただきたいと思います。
0:02:40	2 番目でございますが、こちらについても概要資料概要説明資料の 6 ページになります。これについてはですね、
0:02:50	技術基準にない工事についてということで記載がございます。これ第 2 回、になります、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:58	これについてですね、代表例を示せないかという、ブメントがございました。
0:03:05	これについてですね今回、概要説明資料の 7 ページから 9 ページにかけてですね技術基準に基づく工事が無い条文についてですね代表設備の例として記載をしてございます。
0:03:18	これについてまた概要制度を受けて記載をしております。
0:03:22	説明資料の中で、詳しくはご説明させていただきます。
0:03:26	次の 3、ナンバー3 でございますがこちらも出荷用説明資料の 6 ページでございます。
0:03:36	これも同じですね第 6 条、第九条、先ほどの技術基準に基づく工事が無い条文のところでございますが、
0:03:45	それぞれ
0:03:47	0、
0:03:50	星取表の方で示しております二重丸が一重丸か、それぞれ条文が何を説明するかということで記載できないかということでコメントございましたので、
0:04:00	これにつきましてもですね概要説明資料の 6。
0:04:03	6 ページについてはですね 6 ページでは記載ができないということで、新たに追加した 7 ページから 9 ページ、飯野市設備ごとにですね判例を記載してわかるようにしてございます。
0:04:17	同じくですね、ナンバー4 についてもですね 6 ページのところ、工事の例ということでこちらについてもですね、概要説明資料の 7 ページから 9 ページに、
0:04:29	にですね、事例を記載してございます。
0:04:32	なので、No.2 からNo.4 については関連しているものでございまして 7 ページから 9 ページにかけて新たに追加したものでございます。
0:04:44	それとナンバー5 でございますが、こちらも工事が無い条文についてはですね。
0:04:50	保守別表 2 の星取表でですね、横バーということをしているが正しいかということで、これについてはですね全体を見直しております。
0:05:00	一方 2 のところですね、赤字になってございますが、これについてはですね、また別表 2 の方でご説明させていただきますけども、基本的に設備の追加に伴ってですね。
0:05:14	赤字になってるところがございまして。あとは条文によってですね記号があるということで基本的には横ばいで、問題ないということで、その他、見直しを行ったというものでございます。
0:05:26	これについても別表 2 の方ですね、術させていただきます。
0:05:32	あと、ナンバー6 でございますが、漏れ確認ができないものということで、これについてはですね過去に

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:40	施工認可を受けたものについて別表に追加することということでございましたので、これについてはですねもうすでに設工認の認可を受けております。通信連絡設備、
0:05:53	あと自動火災報知設備、あと遮へいスラブですね、さらにはOWTFのについてですね、さらにPFを
0:06:04	についてですね、概要説明資料の中にも追加を、認可日として追加しておりますが、別表 2 の方にもですねそちらにも追加したと。
0:06:14	いうことになりますのでこちらの別表 2 の方でご説明させていただきます。
0:06:19	7 番目でございますが、別表 2 の 6 ページでございますが、レイリー管理設備ということで許可上のものかということでございます。今回ですね、別表 2 についてはですね、
0:06:32	岡城野記載がわかるようにですね、米印を記載してございます。
0:06:39	それについてはですね 9 ケ所と名前が合ってるということで
0:06:44	米印をつけておりますが、一部全部見直したところですね整合していないところもございましたので、そこについては修正させていただいております。
0:06:53	これにつきましても別表 2 の方でご説明させていただければと思います。
0:07:02	それと 2 枚目でございますが、ナンバー 8 でございます。別表 2 についてはですね複数の設備で適合説明しているものがあるということで、
0:07:12	無理やり細かく分割していないかと。
0:07:15	というのがございました。これについてはですね、ご説明したところ廃液処理棟のところを説明しておりましたが、その中でも管理区域系の排気設備、これ 3 系統ございました。
0:07:28	ということで 3 系統を記載をしてございましたが、許可書に合わせた記載ということで、許可書については、
0:07:35	はい。管理系排気設備、後は 3 系統あるということで、記載がございましたのでそれに合わせた形で別表 2 の方も、
0:07:44	記載を見直してございます。その他の施設につきましても同様でございます。
0:07:52	ナンバー 9 でございますが、別表 2 の 3 ページですね 18 条の 2 項をということで、これについてはですね黒丸、いわゆるその基準新規性基準対象ということで、
0:08:04	期待しているものでございますが、二重マル、マルを考えるとということで、処理場の整理と同じかと。
0:08:12	ということでございますが、これにつきましてはですね、廃棄物管理施設としてはですね新規性基準規則、これを比較してですね。
0:08:20	条文にですね変更がある一部でも変更があるということであることから、対象だということで識別をしているものでございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:33	10 番目でございますが、処理場では第 6 条これは地震。
0:08:39	地盤ですかね、のところでございますが、三角としていると。
0:08:44	そこはちょっと処理場と違うのではないかとということでございますが、
0:08:49	先ほども
0:08:51	説明してきておりますが、管理施設についてはですね、一部変更がある。
0:08:58	変更という認識でございますが、処理場についてはですねS基準の条文に一部変更ある、
0:09:07	けども、
0:09:09	基本的な要求事項は変わってないと。
0:09:12	いう整理をしていると。
0:09:13	いうこと。その違いはちょっとあるということで、周りとしては、
0:09:20	そういう形で気をつけているという判断をしてございます。ニジュウマルと。
0:09:25	ということで下記載をしているものでございます。
0:09:31	これ、11 番についてはですね、
0:09:35	今まで、そのNo.9No.10 でご説明した通りですねその辺の違いはございますが、基本的には、条文は、要求事項は変わっていないんですが、は、管理施設としてはですねそれを、
0:09:47	添付資料の方でご説明するというスタンスでございまして。
0:09:56	ナンバー12 でございますが、別表 2 の 1 ページ、分析フードについてですねこれ 12 条で丸がついているということでございますがそれが正しいのかということでございますが、
0:10:09	設工認本文の記載についてですね、もともと化学処理装置の分析フードという位置付けでございました。化学処理装置がですね使用を停止するということではい。
0:10:22	液蒸発装置 1 の分析フード。
0:10:24	ということに変更すると。
0:10:26	ということで設工認対象と判断をしております一重丸という形で、
0:10:34	機能のほうに記載しているということでございます。
0:10:39	誤植と、No.13 でございますが誤植等もあるということで、
0:10:43	これについてはですね資料全体を確認して見直しているというものでございます。
0:10:50	前回の面談からのコメントについてはですね質問回答ということで、この回答を含めて資料の方見直しております。
0:11:00	まず一旦、質問回答表でご説明させていただきました。
0:11:05	はい、ありがとうございます。
0:11:07	それでは規制庁側からの質疑に移りたいと思います。
0:11:12	規制庁川原川から何かございますでしょうか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:17	すいません規制庁ナカザワですけれども。
0:11:20	今の質問回答表以外にも、
0:11:27	変更されている部分があるのかなと思っておりまして、
0:11:31	資料 2、IVの資料ですかね、資料 2 の一番最後の 1 ページ。
0:11:37	設工認要否原田の判断フローチャートのところ。
0:11:42	ちょっとお伺いしたいんですけれども。
0:11:47	全科いい。
0:11:49	言わなかった規模ですかねフローチャートの一番下のところに菱形が追加されていて、
0:11:59	新規制基準に適合すべき設備ではあるが保安規定等の運用で対応するため、今回は質問申請対象とせず、
0:12:08	添付書類 60 適合性を説明するもの。
0:12:12	ていものなんですけれども、今回これはなぜ追加したんでしょうか。簡単に教えていただきながら、いただけますか。
0:12:25	はい。原子力機構ショウジです。はい。資料をですね、概要資料の一番後ろのページでございますが、設工認要否判断フローチャート。
0:12:36	についてですね、前回ご説明した時は、二重丸、だけということでしたが、今回新たにですね、ひし形のものを追加してございます。
0:12:47	これについてはですね前かいいの時もご説明したかと思うんですが、この二重丸の中にですね。
0:12:55	すみません丸の中に、一重丸の中にですね、一重丸についてはそもそも設工認対象だということで記載をしていたんですが、
0:13:06	もともと当時 6 日の資料についてはですねこの一重丸、
0:13:10	の中にですね、
0:13:13	きちっとしよう、その機器の仕様等は変わらないんですけども、要求事項が一部変わってるということで、そういうものも含まれているということでそのまま。
0:13:25	一重丸についても二つのものが含まれているというご説明をしたかと思えますけども、今回それをですね明確にするものが含まれてる説明を、やっぱりそうですね明確に行くまでの設計仕様等が新たに、健康になるものについては純粹にもう一重丸と。
0:13:42	いう判断をしまして、設計要求すべき記号すべき設備ですが、設計、し、
0:13:50	設計、新設とかですね設計の変更がないもの。
0:13:53	もともと添付資料、いわゆる技術基準の適合性のところで説明しようとしていたところ、
0:14:00	についてはですね、新たに 7 型の企業をつけまして、ここで明確に分けたと。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:07	いうことでございます。
0:14:14	あ、規制庁ナカザワです。
0:14:17	どうないと。
0:14:24	全科いいわ、してそこに申請対象として丸になっていたものを一部抜き出して菱形にしたということですけども。
0:14:35	とですね、フローチャート。
0:14:37	そうですね。
0:14:41	伊勢。
0:14:42	公認で新規制基準を満たしているという説明ができない。
0:14:49	この後であって、
0:14:54	いうことになっていますので、設計変更として新設工認の申請対象0として、申請書の本文で、
0:15:03	新規制基準への、
0:15:05	清
0:15:23	磯原子力をショウジです。
0:15:28	これについてはですね我々としては設工認については、設計方針、あと並びに設計仕様という記載がございます。
0:15:36	我々の考え方としてはですね、
0:15:41	そもそも、
0:15:43	我々としてはですね、あの時計の変更はないというものでございますので、そこについてはですね、今の既設のものを使うということでそれが、
0:15:56	ちゃんと適合してるという説明をですね、
0:15:59	添付書類6ですね技術基準適合性のところで、
0:16:03	説明しようというふうに考えたものでございます。
0:16:11	規制庁中澤です。そう。つまりその季節、
0:16:16	という。
0:16:18	このフローチャート上が適切というふうに右にってますけどこの部分は、
0:16:23	今回独自に講師がないものは全部右の方に行く。
0:16:27	っていう理解ですか。
0:16:35	原子力をショウジではい。その理解です。
0:16:47	規制庁中澤です。そこはちょっと
0:16:50	院長は若干
0:16:58	既設工認で新規制基準への適合性が説明できなくて、
0:17:03	追加で説明が必要であるということなんであれば、
0:17:07	設計、設計変更の方に当たる。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:10	というふうに考えておりました、
0:17:14	どうなってっと、
0:17:16	あそこの考え方がちょっと
0:17:17	違うのかなと思っているんですけども。
0:17:20	実際に工事がなくても、設工認上で、何かしら変更。
0:17:26	仕様に変更がある場合は丸の方に行くと思うんですけども。
0:17:38	あと何かゆ違和感ございますか。
0:17:48	はい。原子力機構ショウジです。はい。確かに設計へ、設計方針としては、変更あるという理解はしておりますが、実際には設計仕様についてはですね具体的に既設のものを使うと。
0:18:03	いうことでございますので、その辺の期さEはですね。
0:18:08	記載できないんじゃないかということがありましたので、こういう形に一致したということでございます。
0:18:32	規制庁ナカザワです。新しく記号を追加した企業は何となく、お考えはわかったんですけども。
0:18:39	今回、
0:18:43	芝田の部分は、
0:18:45	どうされるおつもりですか。
0:19:10	はい。原子力をショウジです。
0:19:12	はい。我々としてはですね設計仕様のところをありますが、
0:19:19	今後のですね
0:19:22	何だ、仕様が変わらないということもあって今後の
0:19:27	検査も含めてですね、どうやるかということもありますので、その辺が現状のところですね添付 6 で説明したいとは思っておりますが。
0:19:38	そのの、
0:19:41	なんすかね本文への反映、江藤岡。
0:19:48	できるということであれば、
0:19:51	その件は、
0:19:53	ちょっと間、そうですね見直したいというふうに考えておりますが現状はこのまま添付 6 ということで、
0:20:00	考えております。
0:20:07	衛藤規制庁の 1 ですけども、
0:20:11	あと、この二重マルとか丸とか三角の整理っていうのが、
0:20:16	これまでの他の施設も含めて、
0:20:20	一貫した考え方で整理を、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:23	されて、
0:20:25	お示しいたがいて、
0:20:27	その上で所それぞれ処分を受けてきているんだと思つてますと。
0:20:32	ですので、JAとして大洗だけ違ふ場合には持ち出すのではなくて、
0:20:39	一貫した考え方で整理をして示していただきたく思つています。
0:20:43	そういった意味も含めて、処理場の、先行して進んでいる処理場のヒアリングにも参加いただがいて、
0:20:53	考え方を聞いていただき、資料に反映いただくということをお願いしてきたつもりなんですけれども。
0:21:00	そこはご理解いただがいてますか。
0:21:08	衛藤原子カショウジです。はい。そこはですね当然厳格県の方の面談参加し、お席しているということですのでそれは理解しております。
0:21:19	ですので
0:21:22	大洗研の申請内容ではあるんですけれども、
0:21:26	JAとして一貫した考え方で資料を示していただきたく思つています。
0:21:33	ですので、今のひし形で整理いただがいているものも、その先行しているものに倣つて考えればこういう整理にはならないのではないかなと。
0:21:42	思つています。
0:22:05	はい。ちょっと原子カの東海林です。
0:22:07	はい。
0:22:08	この記号についてはですね
0:22:11	そうですね当初我々として考へてたものでござがいます。その他ですね落として、原価研の面談にも参加している。
0:22:21	ところござがいますので、この辺につき、この記号についてはですね機構としての考へ方を踏襲してですね、見直しは行いたいと思がいます。
0:22:34	はい、衛藤ご検討お願いいたします。
0:22:39	ちょっと後で具体的にも、また話が出ると思うんですけれども。
0:22:44	ここの基準。
0:22:47	の、新規制になつて、旧基準と同差があるのかとかつていうところも、
0:22:53	その処理場では実質的に差はないと考へているんだが大洗では文言変わっているからさ、変更があるとらえているっていうところも、
0:23:02	あまり他の審査の、
0:23:05	状況を踏まえて、
0:23:07	それに倣つて整理をするっていうアプローチをしていないようにも見えますので、その辺も含めてですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:13	ご検討いただきたいと思っています。ちょっとその点は後で具体的にまたご指摘をしたいと思います。
0:23:23	はい。原子力の庄司です。はい。よろしくお願いします。
0:24:09	規制庁中沢です。というのはですね質問回答表の方に一旦ちょっと戻らせていただきまして、
0:24:21	十番のところですね。
0:24:24	前回のヒアリングでもコメントをしているところなんですけれども、第6条、地震による損傷の防止のところですかね。
0:24:33	処理場。
0:24:37	では、要求事項は変わっていないんですけど、廃棄物管理施設の方では、
0:24:43	要求事項も変わっているっていうふうに回答いただいているんですけども。
0:24:52	新聞施設の廃棄物管理施設の欲求の、
0:24:57	要求の変更としては、変更としては同じような変更しているので、処理場と同じ整理をするのであれば、
0:25:06	同じ三角になるんじゃないかなと思うんですけども、
0:25:11	ここにも黒丸にした具体的な理由を教えてくださいませんか。
0:25:29	はい。原子力等ショウジです。
0:25:31	我々としてはですね技術基準も当然ございますが、
0:25:40	一応26年の3月に廃止したもの、あと、令和2年の4月に廃止されたものが現行のものということでそれで比較しまして、
0:25:52	どこが変わってるかということで見ておりました。そこでですね当然追加されてるものにつきましては対象だということで黒丸にしております。
0:26:02	その他もですね多少の文言の違い等ありますけども、それについてもですね、それは添付6で説明する。
0:26:12	という意識のもとで、黒丸ということでしておりましたので、
0:26:17	当然技術基準試験炉と管理施設違うところがございまして、それについてはですね、再度、基本的な要求事項は変わらないかとは思っておりますが、
0:26:29	その辺のちょっとの違いはですね説明しなきゃ、説明が必要かという判断をいたしましたので、その辺はですね、機構として、原価検討のですね。
0:26:40	そちらの考え方をですね。
0:26:43	に合わせた形で見直せ見直し。
0:26:47	ければと。先ほどの件もございまして、そちらに合わせた形で見直すということになるかと思っております。
0:26:54	はい。ご説明ありがとうございます。
0:26:57	庭野昆ご検討よろしくお願いします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:02	続いてコメント回答票の 12 番なんですけれども、化学処理装置の分析フードの件ですね。
0:27:11	今回
0:27:16	設工認申請対象として、0 としているというようなことなんですけれども。
0:27:23	これって確か、化学処理装置 2 年の一部として登録されている分析風洞。
0:27:30	もう、廃棄蒸発装置 1 の分析風洞。
0:27:34	ミスが書類上変えるというだけで、何かせんか設計や使い方の変更って生じるんでしょうか。
0:27:50	原子力の庄司です。はい。
0:27:53	このフードについてはですね先ほどおっしゃられた通りですね、もともと化学処理装置の分析フードという位置付けで許可を取っていたものでございますが、今回の化学処理装置の使用停止に合わせて、
0:28:07	今度廃液上装置 1 の分析フードということで変更すると。
0:28:14	いうことにしております。ただ
0:28:17	ものに、
0:28:18	ことについてはですね特に
0:28:21	変更するものはございませんでそのものをになります、
0:28:25	そういう意味では、
0:28:28	中瀬設計っていう意味では、設計方針、設計が変わるかなという、化学処理装置から駅長跡地に変わるということで、既設については変わらないんですが、
0:28:44	阿蘇、そのところの位置付けが変わると。
0:28:47	ということで 0 という判断をしております。
0:28:53	規制庁の方、中澤です。すみません設計が変わるんですか。
0:29:10	すみませんもう一度お願いできますでしょうか。
0:29:15	分析フードの設計に変更はあるんですか。
0:29:30	原子カショウジです。すみませんちょっとご説明があれなんですけども、フード自体の設定と仕様等は、適切なものとの、から変わるものではございませんが、
0:29:41	各処理装置から、蒸発装置 1 に変わると。
0:29:45	位置付けが変わる。
0:29:48	うん。ていうような形になるのはそれが設計じゃないかと。
0:29:53	いう。
0:29:54	ことで考えております。
0:30:00	正直ですね規制庁中澤です。
0:30:04	ぶら下がる元といいますか、
0:30:09	風土自体に設計の変更がなくて、使い方も特に変わらず、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:14	どこの装置にぶら下がっているかというのが変わるわけでしたら、
0:30:20	設工認申請対象外っていう整理も考えられるんじゃないかなと思うんですけども。
0:30:28	いかがでしょう。
0:30:37	城田。
0:30:41	はい。原子力の荘司です。
0:30:43	そうですねもともと今現状あるフードについては、化学処理装置のフードという位置付けで設工認をいただいていると、いうこともあってですね。
0:30:55	そこの位置付けが変わるといことなので我々としては設工認対象という位置付けにしているものです。
0:31:06	はい、ありがとうございます。ありがとうございます
0:31:09	内部で検討します。
0:31:14	規制庁。
0:31:33	最初の、
0:31:33	ページに、分析フードが登場しておりますけれども、
0:31:37	まず今回設計変更がなく、使い道に変更がなくてことなので、基準への適合性は、
0:31:46	そうですねすべて、昔の設工認で説明できる。
0:31:50	と思いますので、ここは、
0:31:54	2 マルがつくのは、あれではなくてニジュウマルから比嘉がつくんじゃないかなと思うんですけども、そこはいかがでしょうか。
0:32:20	すいませんちょっと確認するお時間いただきたくお願いします。
0:32:24	はい、承知しました。
0:32:35	すいません。規制庁中澤です。分析フードの別表 2 の記載についてすいませんちょっと追加で質問させてください。
0:32:44	分析フードの第 10 条閉じ込めの機能のところ、
0:32:51	基準に変更がないのに、
0:32:55	二重丸がついてるのは若干おかしいかなという気もするので、その点もちょっと確認をお願いできますでしょうか。
0:33:37	はい。原子力機構ショウジです。
0:33:39	すいません先ほどのフードのですね、閉じ込め機能についてはですね、二重丸の記載でございますが、
0:33:48	申し訳ございません。これは三角ですね、動きになります。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:54	そのあとのですが、今回の風洞に関してはですね、我々としてはその位置付け変わるということでございますが、基本的にはその要求事項についてはですね、過去の設問で説明できると。
0:34:10	いうことでありますのでここ、一重丸になってございますが二重丸ということには、そこは
0:34:20	周りとしても、そこは考えられることかなというふうに考えております。
0:34:27	承知しました。特に違和感ないということでしたら修正のご検討よろしく願いいたします。
0:35:02	すいません規制庁ナカザワです。質問回答表の六番。
0:35:06	に関係する。
0:35:13	6万に関係するんですけれども、
0:35:16	そうですね。
0:35:18	前回ヒアリングでのこちらのちょっとコメントの仕方が不十分だったのかもしれないんですけれども。
0:35:24	別表 1 から、
0:35:27	今回の別表 2 だけ、過去の設工認、認可を受けた、このOWTFを追加していただいていますけれども、
0:35:39	別表 1 と 3 にも、追加をお願いできないでしょうか。
0:35:48	うん。趣旨としましては、ですね、別表 1 から 3 をもって、
0:35:53	設工認申請している設備は許可とどういふふうに対応しているかというのを網羅的に説明できるように、
0:36:03	したいと思っていますので、処理場等、同じような形に受けて、
0:36:12	同じような形で網羅的に説明できるようにしたいなと考えております。
0:36:22	はい。元指導職です。はい、わかりました今回ですね別表 2 だけ追加さ、追加をしておりましたので、
0:36:30	改めてですね別表 1 に別表 3 につきましても、追加したいと思います。
0:36:37	はい。
0:36:43	薄井。
0:36:43	筧ですけれども。
0:36:51	結局市の方で
0:36:55	つかお伺いしたいと思います。
0:37:06	PGめの別表 1 の 2 ページ目、第 8 条のところ。
0:37:12	その中の竜巻についてちょっとお伺いしたいんですけれども。
0:37:21	この記載、一番上ですかね。
0:37:25	すいませんちょっと。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:27	前から3番目ですね。
0:37:29	最大風速である49メートルφSecにおいては、施設の構造健全性を維持し、すべての安全機能が損なわれない設計とする、するという記載になってまして。
0:37:41	この記載には、平成30年当時の事業変更許可の新、記載で最終の許可の記載に、
0:37:52	なっていないんですけども、
0:37:55	これは最新に直した方がよろしいんじゃないでしょうか。
0:38:22	原子力訴訟です。申し訳ありません別府知、一井のところですねちょっと記載が古いということで、
0:38:29	こちらについては削除させていただきます。
0:38:53	はい、了解しました。ありがとうございます。
0:39:04	ちなみにすいません、規制庁ナカザワナカザワです。
0:39:08	別表1の見方をちょっと、以前お聞きしたかもしれないんですけども。
0:39:14	括弧がついている設備等ついてない設備って何が違うんですたっけ。ちょっと確認させてください。
0:39:29	はい原子力表ショウジです。
0:39:32	表1のですね、括弧書きの中の記号の括弧企業括弧でくってるものについてはですね。
0:39:40	今回の設工認対象ということで、記号で言うと、一重。
0:39:45	70万やイチジクは一条丸になるものでございます。
0:39:51	仕事をしました。ということでしたら、表の下の方にですね、凡例がないかつけておいていただけると助かります。
0:40:07	原子力表ショウジですはい。羽根のほうを記載させていただきます。
0:40:12	はい。よろしく願います。
0:40:18	金井。
0:40:22	あ、規制庁ナカザワです。
0:40:24	すいません。若干質問回答の表、表の方に一旦戻らせていただきまして、
0:40:43	コメントの2番。
0:40:46	ところで、
0:40:49	資料に7ページから9ページ追加していただいているところではあるんですけども。
0:40:56	この会合の説明資料としてはですね、申請対象の、
0:41:03	設備、記号病人の1号でいうと、ルールだけ。
0:41:09	説明いただければ十分かと思いますので、すいません。その観点で再生に資料の再整理をお願いできればと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:37	原子力不祥事です。はい。
0:41:39	資料の方ですね、丸呑みになる。
0:41:44	近いですね。
0:41:45	なるように見直したいと思います。見直します。よろしく願いいたします。
0:41:54	規制庁の伊藤ですけれども、今の点について、
0:41:57	一重丸の設備に見直していただくとして、
0:42:02	例えば大きい6、
0:42:05	の、
0:42:06	第2回の説明だと、
0:42:09	もう具体的な設備が何であるのかわからないので、そういう意味でどの設備について、基準適合の説明をするのかというのも、
0:42:18	わかるように筒井名称の記載をお願いいたします。
0:42:44	のし
0:42:46	はい、清原子力恐縮です。はい。対象施設Bについてはですね分かるような記載に直しますが、
0:42:56	7ページ見。
0:42:58	概要資料の方ですね、7ページにございますが具体的に少し
0:43:05	設備を記載するような形で
0:43:10	この形でよろしいでしょうか。
0:43:14	規制庁の井藤でございます。はい。そのイメージです。
0:43:17	要は第2回3回4回の具体的な中身が、1枚の中で、見比べられるように、具体的な説明書があった方が、
0:43:28	わかるんじゃないのかという趣旨ですので、よろしく願いいたします。
0:43:36	はい。原子力をショウジですはい。理解いたしましたので資料を修正いたします。
0:43:54	規制庁中澤です。飛び飛びになって申し訳ありませんが別表2の方に移りたいと思います。
0:44:04	今日2なんですけれども、
0:44:07	等ですね、今回、キョツカに登場する設備に、
0:44:12	米印打っていただいておりますけれども。
0:44:18	当時はですね機器を細分化し過ぎていて、技術基準への適合性が判断しづらいんじゃないかなという設備がございまして、
0:44:29	どこまで細分化した機器。
0:44:32	例えば、
0:44:34	1ページ目の排気蒸発装置、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:38	1ですと、その下に蒸気とか絡んどリアとかいろいろ設備が並んでおりますけれども、
0:44:45	この表の窓の、
0:44:48	どこまで細分化した機器で、
0:44:51	技術基準への適合性を説明する予定なのか。
0:44:57	そういうのが、ちょっとわかりづらいと思っておりますので、
0:45:01	色付か何かによりによって、
0:45:05	どの設備で、
0:45:07	どのくくりで説明しますというのがわかりやすくなるように資料の方お話をしていた だけると助かります。
0:45:29	原子力法ショウジです。はい。
0:45:33	今ご説明いただいたところはいはい。ハイビジョン装置 1 のところかと思えますそれ ぞれ構成。
0:45:42	危機以降でございますが、
0:45:46	先ほどのご説明だといわゆる設備ごとに、一つ一つ、
0:45:52	それぞれ基準の方を説明するかというと装置自体にある程度できるものかと思 いますのでそこを色分け、例えば蒸発装置 1 の中、
0:46:03	の説明で、中で説明するというので、
0:46:08	例えばその 1 の中のものだよということで、調査装置 1 のところを色分け、例えば ですね色分けするとか、そういう形ということで理解したのですがそういう形によ ろしいでしょうか。
0:46:20	規制庁仲田です。その通りです。
0:46:36	規制庁ナカザワですすいません。
0:46:39	昨日、コメントの権利を返しましたというふうにご返事をいただいておりますけれ ど。
0:46:45	すいません。ちょっと確認のため名。
0:46:48	他の部分に、
0:46:49	色をつけたりして区別するよ。
0:46:52	松森か簡単にやるか。
0:46:56	ご説明をお願いできませんか。
0:47:03	原子力法ショウジです。
0:47:05	はい。まずですね別表 2 の、先ほどご説明した 1 ページでございますが、
0:47:11	廃液処理等の
0:47:14	液状措置という記載がございます。下の番号でいきますと四番から 15、十一番ま で 11 というくくり。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:23	になってございますが、
0:47:25	先ほどのご説明ですと、我々、
0:47:28	我々の考えるところでは四番からですね、八番、蒸気室から濃縮液受け槽まで、
0:47:36	こちらが一連のものということで考えますので、こちらの四番から八番の、例えば名称ナンバーとですね名称のところを同じ色にすると。
0:47:48	色を染めると。
0:47:50	いうふうな形で考えております。
0:47:54	はい、ありがとうございます。すいません。少々お待ちください。
0:48:01	規制庁ナカザワですすいません。先ほどのコメントなんですけれども、こちらでも再考してみたんですけれども、
0:48:09	とですね、例えば、
0:48:15	はい。
0:48:16	規制庁金子です。
0:48:18	東海林さんさ、例えば、廃液蒸発装置 1、4 から 8 まで、
0:48:27	一つのグルーピングみたいに色塗りますみたいな話をされてましたけど。
0:48:32	例えば他の条文の説明の時に、分析フードとかピットが入ってきたりとかっていうことはないんですか。
0:48:55	はい付助教荘司です。はい。我々、考えてたこ、説明方法としてはですね条文ゴトウにですね。
0:49:05	説明するんですけども、グルーピングしてですねその中で、
0:49:11	四番から八番、あとは、
0:49:15	宇都とかピットとかも合わせて説明すると。
0:49:18	いうふうに考えておりました。
0:49:23	そうすると、この 4 から 8 まで色を塗るっていうのはどういう意味なんですかね。
0:49:28	この 4 から 8 っていうのは、条文、
0:49:31	ずれてもこの 4 から 8 っていうのはワンセットでずれないと。
0:49:43	はい。原子力をショウジです。はい。
0:49:47	4 から 8 同じ。
0:49:49	グループとしていくと、他の条文についてもですねこちらは変わりはないので、超すお勧めできると考えてます。
0:50:00	衛藤。
0:50:02	例えば 4 から 8 に対しては、
0:50:05	第 5 条を第 60%。
0:50:09	第 6 条は、この 4 から 8 と、10 からじゅ、11 ですよね。
0:50:17	なので、4 と 8 をひとまとめにしても、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:21	例えばずれることない。
0:50:27	前、
0:50:29	前、
0:50:52	そうすると第 6 条の説明については 4 から 8 っていうグループ等、
0:50:58	10 と 11 です。
0:51:01	第 11 条説明の時には、4 から 8 のグループです。
0:51:07	第 10 章の時には 4 から 8 のグループと、
0:51:11	9 と 10 と 11 です。ねそういう説明に、
0:51:14	するということですか。
0:51:33	原子力表ショウジです。はい。
0:51:37	蒸発装置 1 という意味では、全体的にその構成ですね、4 から 11 までがあつての調査装置ということになりますが、説明としまして、説明上のグルーピングとしては、
0:51:52	おっしゃられた通り
0:51:55	そういう説明分け方、4 から 8 と、例えば 6 条をですと 1011 ということになるかと。
0:52:03	考えてます。
0:52:07	なるほど。
0:52:08	ちょっと他の、今、例としては、廃液蒸発装置 1 ってやつでしたけど、
0:52:14	そもそも 4 から 8 っていう、この細分はしなくても、
0:52:21	拡張御説明がつくんですよとそういうことですね。
0:52:29	原子力ショウジです。はい。それは説明いたします。なるほど。
0:52:36	はい。
0:52:38	はいわかりましたじゃ他の設備まで、そういった説明ができるかどうかまだチェックしてないんですけど。
0:52:44	ちょっとJAの方でスクリーニングしていただいてまとめられるものはちょっとまとめていただければと思います。
0:52:54	はい原子力の東海林です。はい。その見直したいと思います。見直します。
0:53:03	規制庁中沢です。続いてですね、別表 2 の見だしといいますか、左側の流通のところなんですけれども。
0:53:13	上から 1、
0:53:18	上から 5 行目ですかね、安全施設、括弧、PSMS、
0:53:24	いうふうに書かれているんですけども。
0:53:27	これの安全施設BSM数は局許可上で定義されてましたっけ。そこだけちょっと確認させてください。
0:53:50	原子力機構ショウジです。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:52	はい。ここのですね、安全施設に関しては許可上は記載はない。
0:54:00	いいですね。
0:54:03	説明の方が行っているということでございますが許可書の方は記載はございません。
0:54:11	すいません規制庁ナカザワです。
0:54:13	すいません。
0:54:16	瀬古課長脇猿渡、入江です。柘植の方が行っているということでございますが記載はございません。
0:54:27	許可上記載がないということはこのPSMSは、どこから来たんでしょうか。
0:54:49	はい。すいません。はい。
0:54:52	原子力機構ショウジです。はい。
0:54:55	過剰ですね許可にはもう安全施設についての記載はございませんが、新規制基準適合性の中の内ですね。
0:55:06	設定と面談の中で、
0:55:08	ご説明し、
0:55:10	はしておりますので、についての記載がございますのですね、私の方に記載をしているというものでございます。
0:55:21	すみません面談というのは、新規性基準の審査の時の面談ですか。
0:55:42	検証表ショウジです。はい。に関してはですね、今の、平成 30 年 8 月に許可いただいておりますが、
0:55:53	その、
0:55:54	お顔を得るときのですねそのときの説明、面談の時にご説明した資料ということになります。
0:56:05	はい。了解しました。ちょっと検討しますので少々お待ちください。
0:56:12	規制庁中澤です。
0:56:15	すみません
0:56:16	先ほどの安全施設、PSMSですけれども、
0:56:20	これは何で載せますてるんでしたっけ、あのな、何か説明に必要なんでしょうか。
0:56:32	原子力のショウジです。はい。ここの記載に関しましては別表 2 を作る際にですね原価県の方の参考にしたということで、
0:56:43	そちらに記載があったということで、我々としてもそこをそのまま合わせた形の別表 2 を作成したということになります。
0:56:55	規制庁中澤です。
0:56:57	ということは特になくても説明上、何か困ることはないんでしょうか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:10	議事録をショウジです。はい。もともと我々の施設としてもですね、2aと2がないので、すべて3ということになるので、
0:57:19	影響はございません。
0:57:22	規制庁ナカザワです。
0:57:24	しました。PSMSは廃棄物管理施設の許可上でも定義されてませんので、資料上からは削除。
0:57:34	していただければと思います。
0:57:42	原子力協ショウジです。はい。別表2の方からですねこちらの方は、はい。削除させていただきます。
0:57:50	続いて別記を同じ別表2の下の凡例のところでもちょっとお伺いしたいんですけども。
0:57:57	二重マルのところですね。
0:58:00	他の方させていただきます。
0:58:05	別表2の凡例の二重マルのところですけども、新規要求事項であれば、過去の設工認申請等で日置を満たしている。
0:58:15	その説明がつくものとなってまして、
0:58:18	前回のヒアリングから、申請等の等が通過追加されているんですけども、
0:58:24	この頭には具体的に何が入るんでしょうか、教えていただけますか。
0:58:43	指導表ショウジです。はい。前、確かに施行に申請ということで記載ございましたが、我々確認していく上でですねその他の設工認等でのですね運用等で定めるものがあると。
0:59:00	ということで今回の等ということで変更してございます。
0:59:09	あ、すいません、原子力法ショウジすみません等というのは設工認ですね、じゃなくて、保安規定にですね運用方法を定めているものもございまして、
0:59:20	工認と、
0:59:22	その後保安規定ということで、等ということで記載をしております。
0:59:33	規制庁中澤です。
0:59:37	本規定が入るっていうご説明ですけども。
0:59:45	ここでは加古野瀬処理場の方でも同じ、
0:59:50	処理場の方では保安規定等は入れずに、過去の設工認申請のみ。
0:59:55	説明がつくものを二重マル。
0:59:57	という整理にしていると思いますので、
1:00:00	本規程は入れずに、
1:00:05	前回のヒアリング資料、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:07	の通り、設工認申請で説明がつくものを二重マルでして通していただくことで可能ですか。
1:00:36	原子力機構ショウジです。
1:00:38	すいません。ちょっと五名件についてはですね確認させていただきたいと思います影響がない今ここでちょっと上げできないので、確認してですね、基本的には、
1:00:49	従来通りに戻せれば、保安、設工認だけという記載には、
1:00:56	戻したい、戻す方向で見直したい。見直しをしたい。見直します。
1:01:12	規制庁中澤です。はい。ですね追加で補足ですけれども、せ、保安規定認可を受けている場合に、
1:01:24	いるものが入るとかっていうことでしたけれども、設工認をとっていないならば、
1:01:31	何ていうか、
1:01:36	技術基準。
1:01:37	への適合性を過去に説明したってということにはならないので、
1:01:45	保安規定のみで、
1:01:48	検証資料の整理したら、していただきたいと思います。
1:01:54	すいません。保安規定ではなくて設工認、過去の設工認申請で説明がつくもの。
1:02:00	が印字まで。
1:02:03	という形にさせていただきたいと思っております。
1:02:14	はい。原子力の荘司です。はい。
1:02:17	別表 2 のですねニジュウマルの判例の記載についてはですね、従来、前回ご説明した通り、修正を行います。
1:02:29	その上で規模が合っているかどうかも可能です。
1:02:33	再度確認いただければと思います。
1:02:36	続きまして、カクウ技術基準。
1:02:43	あと、本議案に移っていきたいと思うんですけれども。
1:02:56	まず初めに、第 13 条材料及び構造のところですが、
1:03:02	今回いただいた資料では、第 1 項第 2 号、
1:03:08	イからニですね。
1:03:11	これが、新規要求事項として、黒丸になっておりますけれども。
1:03:18	処理場、資金の方でも同じような所条項がありまして、処理場の方では、これに関連する。
1:03:27	この厚い粥要求事項とはしていない。
1:03:33	角南
1:03:35	JAとして、
1:03:39	整理して、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:40	考え方は、
1:03:44	整理の上で、資料の修正を含めて検討いただければと思います。
1:03:58	はい、武石部長ショウジですはい。この件に関しましては、最初の方にもございましたが、機構としての考え方をいつするということをいただきましたので、
1:04:08	この辺も含めてですね、全体的に見直させていただきます。
1:04:15	はいよろしくお願いします。同じようなところが、実は幾つかありました。
1:04:23	少々お待ちください。
1:04:35	すいません渡しました。
1:04:38	第 11 条の火災のところなんですけれど。
1:04:41	こちらもな、同じようなところでして、
1:04:47	ただ、
1:04:56	すいません。第 11 条の第 2 項ですね。
1:05:00	第 2 項が黒丸になっておりますけれども、要求事項の変更がないと思われまので、今後、
1:05:07	確認いただければと思います。
1:05:15	あと、第 12 条の、
1:05:16	第 1 項、
1:05:18	安全機能を有する施設。
1:05:20	けれども、こちらの方も、要求内容には実質的に変更がないと思いますので、
1:05:31	文言は変わっておりますけれども要求内容には実質的に変更がないと思われまので、
1:05:37	新規性基準以前に許可を受けている設備は、三角でいいのかなというふうに考えておりますので、ここも併せて、確認をよろしく願いいたします。
1:05:52	規制庁伊藤ですけれども、12 条 1 項については、
1:05:56	対象の施設が拡大する方向で、
1:06:00	機器が変わっているということもあって、既認可のものに関しては要求が変わっていないんじゃないかってそういう意図で言っています。
1:06:12	ですので期限下のものはおそらく三角になるんでしょうし、
1:06:16	新たに対象になったものは一時生まれがつかとかそういった
1:06:21	形に整理されるんだと思うので、
1:06:24	ちょっとその点、
1:06:26	確認をいただければと思います。
1:06:34	はい原子力をショウジです。はい。理解いたしましたので全体的にそういう観点でですね、見直しを行います。
1:06:48	続きまして、すいません第 13 条の方に、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:54	第、
1:06:56	第 1 項第 1 号の、
1:07:01	地方ですけれども、
1:07:06	何て言いますか、バーが多いなという印象を受けておりました、
1:07:11	要求事項がですね、容器等が、
1:07:15	その設計上要求される強度及び耐食性を確保できるものであること。
1:07:21	とされてまして、強度なり耐食性、
1:07:24	が入っていますので、
1:07:28	等、
1:07:30	他にも、
1:07:31	なんでしょう。
1:07:34	廃液蒸発装置。
1:07:37	放射性廃棄物を処理する設備。
1:07:41	が入ってもおかしくはないのかなと思いますので、すみませんちょっとご検討よろしくをお願いします。
1:07:51	既設のバーい。
1:07:54	3 角に該当するんじゃないかっていうところもありますのでそこも含めてご検討よろしくをお願いします。
1:08:12	はい。原子力の小路です。はい。了解いたしました。この辺もあわせてですね、見直しさせ、見直しを行います。
1:08:22	はい。
1:08:23	続きまして、別表 2 の 5 ページ目を見ていただきたいんですけども。
1:08:30	その中の、47 番の設備ですね。
1:08:35	廃液処理と保管廃棄設備。
1:08:38	のところなんですけれども、
1:08:41	どの条文 2、
1:08:45	対応するか表を見ますとですね、第 12 条のみ丸がついている。
1:08:52	ということになってはいるんですけども。
1:08:56	保管廃棄設備というのは具体的には、
1:09:00	どのような安全機能を持ってるものなんでしょうか。
1:09:26	原子力をショウジです。
1:09:28	こちらの固体廃棄物の廃棄施設でございますが、
1:09:34	これは根井。
1:09:38	資料としてはですね、廃棄物関係と、
1:09:43	管理区域で、作業して発生した廃棄物をですね、経理施設に受け入れ、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:50	手テイルまでですね、その施設で保管しておくためにですね、
1:09:58	いわゆる容器、飯尾、他設備ということで、その発生した廃棄物を保管するために、設置するもの。
1:10:09	になります。
1:10:11	そういう意味ではですねそこを、最初の長文には、技術基準の方にはですね、該当するところが、
1:10:21	ない、いいものでございますが、許可上の機械でですね。
1:10:26	許可状があるということで、
1:10:29	我々としては、これを必要な施設に設置するというので、設置をしておりますのでそれに対して説明が必要かと。
1:10:40	いうことで、
1:10:42	該当する条文としては、安全けど、12 条。
1:10:45	あと、いうことで、今回の設工認、2 対象で第 12 条でご説明する。
1:10:52	いろんな考えで記載したものでございます。
1:10:59	規制庁の堅田です。
1:11:02	特に該当する中に上位売買とするものがないというご説明でしたけれども、
1:11:09	下閉じ込めとか火災防止とか、とかそういったところは、特にには関係ないのでしょうか。
1:11:33	はい。原子力庁小路です。はい。先ほどの閉じ込めに関しましては、そこに
1:11:44	えっとですね。
1:11:46	違う。
1:11:47	答え、器物の廃棄施設に保管するものに、が自体がですね、その密閉性を持っているということで、閉じ込めに関しては、そちらは該当ないというふうに考えております。
1:12:02	そういう意味では
1:12:04	火災ですね、火災については、
1:12:09	中には当然、保管するものについては、可燃物は廃棄物ですので可燃物不燃物、
1:12:19	が該当するということもありますので、
1:12:24	そこは
1:12:28	ちょっと検討させていただければと思います。
1:12:33	お知らせしましたよろしくお願ひします。今後の自立的な趣旨としましてはですね、実際 12 条の要求が、
1:12:43	安全機能を有する施設の市、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:12:47	検査、試験補修修理についての要求ですので、具体的にどんな安全機能を持つてのかわからなければ、どのように検査、試験検査を収集できるのか。
1:12:59	説明できないんじゃないかなという懸念がありまして、
1:13:03	コメントさせていただきました。
1:13:06	ご検討の方よろしくお願いします。
1:13:16	甲斐原子力をショウジです。了解いたしました。
1:13:20	すいません。規制庁中沢です。そろそろすいません。次の予定が
1:13:26	迫ってきておりまして、本日できなかった部分は、またジツカイという形にさせていただきたいんですけどもよろしいでしょうか。
1:13:41	原子力の荘司です。はい。よろしくお願いします。
1:13:46	はい。には日程調整と、改めてご連絡させていただきます。
1:13:51	それでは本日のヒアリング終了します。ありがとうございました。
1:13:58	はいありがとうございました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。